

反社会的勢力との関係遮断のための基本原則

【 定義 】

当社は、法の秩序と社会の要請にこたえ、お客様から安心と信頼を得るため下記に該当する集団または個人を反社会的勢力等と定義し、基本原則を公表します。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の「暴力、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求を行う集団又は個人」
- (2) 前項以外で、「暴力、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求行為を行う集団または個人」

【 基本原則 】

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力等とは一切の関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶する。

2. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力等による不当要求に対して、組織全体として対応するとともに、対応する全役職員の安全を確保する。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力等からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、資金提供等は絶対に行わない。

4. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力等による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を構築する。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力等による不当要求に対して、民事・刑事の両面から、あらゆる法的対抗手段を講じて対応する。

制定：平成 24 年 11 月 1 日

有限会社アイエス企画